

**茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略
進捗状況報告書**

(令和5年度実施事業)

令和6年7月

茅ヶ崎市

(1) 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略における適切な進行管理

「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」第6章において、計画の適切な進行管理を位置付けており、計画立案(PPLAN)、事業実施(DO)、進捗状況の評価・検証(CHECK)、計画改善(ACTION)を基本のサイクルとしたPDCAサイクルをもとに、重点的に進める事業を中心とした適切な進行管理を行うものとしています。

計画を着実に推進するために、計画期間の前期及び後期終了後に茅ヶ崎市みどり審議会（以下、審議会という。）による評価を実施するとともに、進捗状況等について審議会へ報告することとし、事業改善、事業計画の見直しを行いながら計画を推進します。

表1 みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略における評価の実施時期

R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度
みどりの基本計画 計画期間										次期計画
					前期評価					後期評価

(2) 評価の実施時期等の変更について

「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」における評価については、前述のとおり、PDCAサイクルをもとに進行管理を行い、計画期間の前期及び後期終了後に審議会による評価を実施することとしています。

しかしながら、計画策定時に想定しえなかった新型コロナウイルス感染症の影響により第4回自然環境評価調査の実施が延期され、調査結果を前期評価に反映できなくなったこと、また、当初のスケジュールでは、特に後期評価の結果を次期計画策定に適切に反映させることが難しいものとなっています。

そのため、第4回自然環境評価調査の結果を踏まえた評価を実施し、評価結果を次期計画策定へ反映するため、評価の実施時期を変更し、前期評価、後期評価を一体的に実施する期末評価を実施することとします。

表2 みどりの基本計画生物多様性ちがさき戦略における評価の実施時期の変更

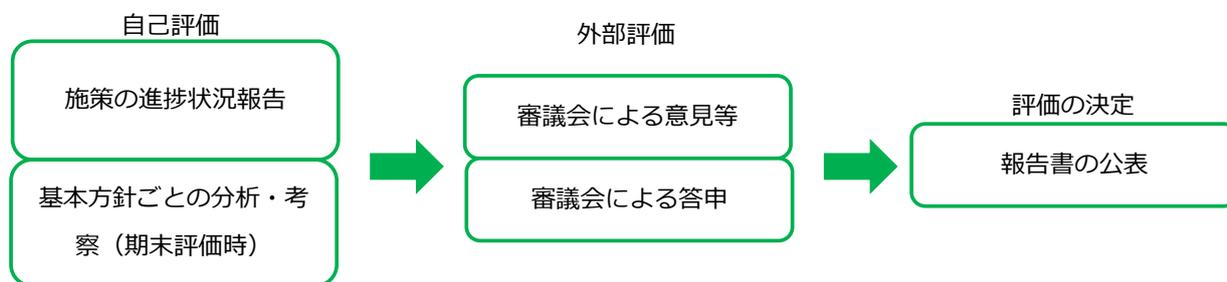
R元年度 2019年度	R2年度 2020年度	R3年度 2021年度	R4年度 2022年度	R5年度 2023年度	R6年度 2024年度	R7年度 2025年度	R8年度 2026年度	R9年度 2027年度	R10年度 2028年度	R11年度 2029年度	
みどりの基本計画 計画期間										次期計画	
第4回自然環境評価調査		×	×		前期評価	×	改定作業				後期評価
				第4回自然環境評価調査		期末評価				次期計画	
市民満足度調査						自然環境評価調査・市民満足度調査の結果を踏まえ、期末評価を実施。評価結果を次期計画策定に反映する。					

(3) 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略に係る進捗状況報告・期末評価について

本計画の着実な推進を図るため、施策の進捗状況について、重点的に進める事業の進捗状況は毎年度、個別施策の進捗状況は概ね3年度毎に審議会へ報告することとしていますが、評価時期等の変更に伴い、すべての施策に関する活動状況（実績）等について審議会へ毎年度報告を行います。この毎年度行う活動状況（実績）の分析・考察を自己評価（進捗状況報告）と位置づけ、審議会に報告するとともに、審議会からの意見等を評価結果とし、施策に反映することで計画の適正なPDCAサイクルの確立に取り組めます。

また、期末評価の実施にあたっては、3つの基本方針ごとに設定した「計画の進捗状況を確認する指標」の推移と各施策におけるこれまでの活動状況（実績）から、基本方針ごとに施策の実施効果について分析・考察（自己評価）を行い、審議会からいただいた自己評価に対する意見（答申）を外部評価と位置づけ、最終的な評価結果について市ホームページ等で公表します。

図 進捗状況報告と期末評価の流れ



(4) 進捗状況報告・期末評価を行う際の留意点

進捗状況報告及び期末評価を実施するにあたり、次の2点に留意します。

①活動実績など数値的なデータを用いて、施策の効果等について分析・考察する。

計画の進捗状況報告や期末評価にあたり、前年度の取組結果を記述するのみでなく、各施策に示した活動（実績）から、可能な限り、施策を実施した効果について分析・考察します。期末評価の際には、基本方針ごとに設定した指標の推移及び施策の実施効果等について分析・考察を行います。

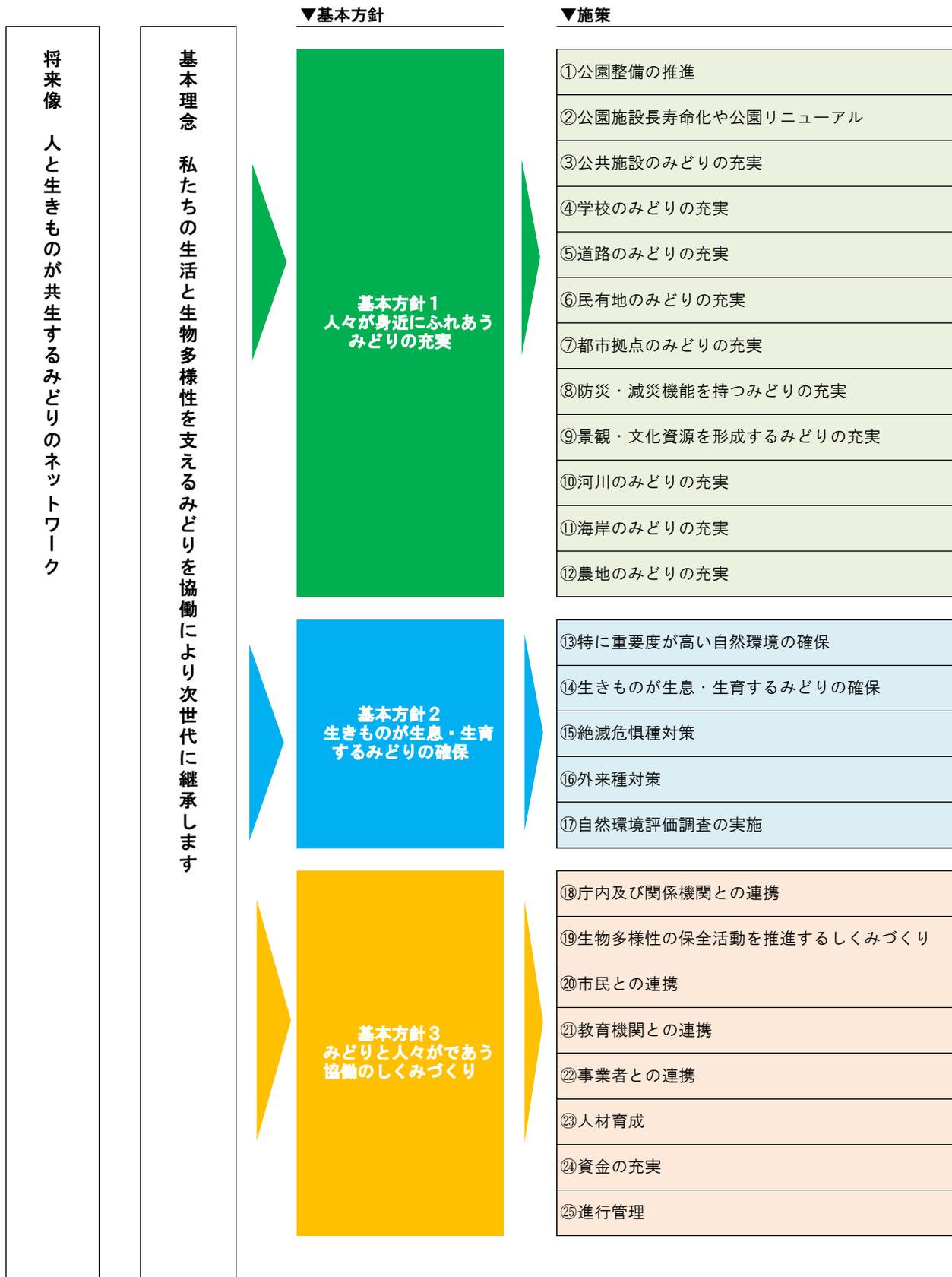
②分かりやすい進捗状況報告書の作成

進捗状況報告をまとめるにあたり、第3者でも親しみを持てるものとなるよう「簡潔な文章」、「分かりやすい表現」に留意します。

(5) 進捗状況報告の見直しについて

進捗状況報告の様式、活動、活動量の数値設定など進捗状況報告の記載内容については、毎年度の進捗状況報告に対する審議会の意見等を踏まえ、必要に応じて見直します。

(6) 茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略の体系図



記載例

1 公園整備の推進（重点）

- ・公園整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域への配置を推進します。
- ・公有地化による整備だけでなく、Park-PFIなど民間活力を導入した整備や借地による整備などを推進します。
- ・市民に親しまれる公園とするため、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。
- ・周辺のまちづくりと調和のとれた公園とするため、必要に応じて公園区域の見直しを検討します。

【重点的に進める事業】

公園が不足し充実が求められる地域での公園整備の検討

取組 地域に親しまれる都市公園の整備・維持管理の推進

施設緑地の中核となる都市公園について、公園・緑地が不足している地域での公園整備を推進するとともに、立地特性や自然環境を生かしたレクリエーション拠点としての機能の充実を図り、周辺のまちづくりと調和のとれた整備を進めます。また、地域住民に親しまれる公園・緑地とするため、市民や事業者などと協働により、適切な維持管理等に取り組みます。また、民間活力を導入した整備や借地による整備など、公有地化だけでなく、整備に向けた様々な制度などの活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
都市公園の整備状況	か所数 整備面積	箇所 ha	箇所 ha	箇所 ha	箇所 ha			公園緑地課
市民一人当たりの都市公園面積	面積	m ²	m ²	m ²	m ²			公園緑地課
街区公園1か所当たりの面積	平均面積	m ²	m ²	m ²	m ²			公園緑地課
景観法に基づく公園協議	協議件数	件	件	件	件			公園緑地課
借地公園の整備状況	か所数 整備面積	箇所 ha	箇所 ha	箇所 ha	箇所 ha			公園緑地課

○取組内容（実績）

市民一人当たりの都市公園面積については、令和4年度に主に住宅開発等に伴う公園・緑地整備により、景観法に基づく協議を実施しながら〇〇箇所、△△m²整備したことにより、〇〇m²/人となりました。また、公園・緑地が不足している地域において、借地公園制度を活用することにより、身近なレクリエーション空間の充実に取り組みました。

公園・緑地の維持管理については、〇〇か所の維持管理を行うとともに、公園愛護協会により〇〇か所の公園において、市民や事業者などとの協働による適正な維持管理が行われました。

○取組の効果

開発行為等に伴う公園・緑地整備のため、都市公園の整備が進んでいるものの、街区公園1か所当たりの面積は〇〇m²となっており、身近なレクリエーション空間として十分な確保につながっていないと考えられます。そのため、主に公園・緑地が不足している地域において、〇〇箇所の借地公園を設置しているほか、市民緑地の開設に向けた検討を進め、地域におけるうるおいのある空間整備を進めることができました。

→ ・みどりの基本計画に位置付けた施策を記載。

→ ・みどりの基本計画に記載されている当該施策を推進するための基本的な考え方や方向性などについてそのまま記載している。
・重点的に進める事業が位置づいている場合、その事業内容をそのまま記載しています。

→ ・当該施策の基本的な考え方や方向性やを踏まえ、取り組むべき事案等を抽出・設定し、記載しています。

→ ・上記で設定した取り組みの方向性に基づき、個別・具体的に進める取り組み等の目的や内容について記載しています。

→ ・個別・具体的な取り組みの進捗状況を把握するため、数値等で把握可能な活動内容を設定。当該年度における事業量（実績）を経年比較（直近5年程度）することで、当該活動の取組状況や進捗状況等を把握できるようにします。
・活動内容を累計で表す場合、表中に累計と明記します。
・担当課名を記載することで責任を明確にします。

→ ・当該年度の活動内容における事業量（実績）を基に、実際に実施した取組内容について具体的な数値等を用いて記載する。重点事業が紐づく施策については、重点事業に関する取組内容（実績）も記載する。

→ ・当該年度の活動内容における事業量（実績）を基に、施策を実施した効果についての分析・考察を記載する。

基本方針1 人々が身近にふれあうみどりの充実

- 施策1 公園整備の推進
- 施策2 公園施設長寿命化や公園リニューアル
- 施策3 公共施設のみどりの充実
- 施策4 学校のみどりの充実
- 施策5 道路のみどりの充実
- 施策6 民有地のみどりの充実
- 施策7 都市拠点のみどりの充実
- 施策8 防災・減災機能をも持つみどりの充実
- 施策9 景観・文化資源を形成するみどりの充実
- 施策10 河川のみどりの充実
- 施策11 海岸のみどりの充実
- 施策12 農地のみどりの充実

公園や市街地に残された樹林などの民有地、街路樹などの様々なみどりを保全・再生・創出することで、みどりとふれあいの機会の提供やみどりの多様な機能を活用し、豊かな生活を送ることができるまちづくりを推進します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

基本方針1「人々が身近にふれあうみどりの充実」に関する取り組みについては、緑地の確保目標量として設定した市街化区域面積における緑地面積の割合が、令和6年4月1日時点において、昨年度に比べ約4.8ヘクタール減少し、減少傾向が続いていますが、都市公園の整備や保存樹林の継続、生産緑地の指定など民有地におけるみどりの保全等に継続して取り組んでおり、市街化区域における一定のみどりの保全・確保につながっています。また、開発行為等により公園・緑地の整備が行われているものの、比較的小規模な公園等が多いため、身近なレクリエーション空間の十分な確保につながっていない可能性もあり、公園・緑地が不足している地域への整備も含め、みどりによるうおいのある空間整備に引き続き取り組む必要があります。

道の駅や保健所など公共施設整備に伴う緑地等の整備については、地域の在来種を中心とした植栽計画について事業者等と協議を行うことで、地域のモデルとなる緑化の推進に取り組みました。また、道路や水路のみどりについては、施設管理面における適切な維持管理の実施により、みどりの保全に取り組みました。

一方、小中学校におけるビオトープの設置状況調査を実施したところ、小学校2校から水辺環境の保全や環境学習につながる相談があったことは、児童・生徒に対するみどりの保全及び生物多様性の保全の周知・啓発につながった事例となりました。

市街化区域にある農地については、引き続き都市農地の保全を図るため、指定から30年が経過する生産緑地について、特定生産緑地の指定手続きを進め、令和5年度は13件（1.3ha）を指定し、減少傾向にある都市農地の保全に取り組みました。

○課題と今後の方向性

市街化区域の緑地面積の割合が減少傾向にある中、地権者の理解・協力のもと保存樹林制度や借地公園、生産緑地など民有地におけるみどりの保全に取り組んでいる一方、コロナ禍における優先事業の実施の影響により保存樹林の新規指定が休止していることは、今後の市街化区域におけるみどりの保全に関して課題であると認識しています。

また、小・中学校をはじめ高度成長期に建築された多くの公共施設において、樹木の高木化や枯損木が発生するなど課題が生じています。公共施設におけるみどりの保全とともに生物多様性の保全に配慮した維持管理の方法等については、施設本来の目的をしっかりと考慮した中で今後検討すべき課題であると考えます。

人口の増加傾向が続く、引き続き開発行為等によるみどりの減少が予想される中、特に市街地におけるみどりの確保については、民有地におけるみどりの保全・確保が中心的な課題であると考えます。そのため、様々な媒体を活用してみどりのもつ多面的機能やその効果等に関して周知啓発を行うとともに、保存樹林制度をはじめ市民緑地制度や特定生産緑地制度の活用など地権者等の協力を得ながら、日常生活にうおいを与えるみどりの保全・再生・創出に取り組めます。

2. 指標の推移

人々が身近にふれあうみどりや生きものが生息・生育するみどりを確保の状況を、次の指標から把握し、施策実施の効果を検証します。

① 緑地の確保目標量

各年4月1日時点

R10時点の目標値	実績 (年度)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R10 (2028)
市街化区域面積に おける緑地面積 (割合)	面積 (ha)	191.38	189.84	189.08	186.22	185.45	182.14	177.39		192.46
	割合 (%)	8.62	8.55	8.51	8.38	8.35	8.20	7.99		8.67
都市計画区域面積に おける緑地面積 (割合)	面積 (ha)	660.86	659.3	659	657.27	655.43	649.05	644.55		689.68
	割合 (%)	18.48	18.44	18.43	18.38	18.33	18.15	18.02		19.29

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

各年4月1日時点

R10時点の目標値	実績 (年度)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R10 (2028)
都市公園の 市民一人当たり面積	m ² /人	3.37	3.38	3.39	3.40	3.38	3.39	3.41		3.58
都市公園等の 市民一人当たり面積	m ² /人	4.96	4.96	4.98	4.98	4.91	4.92	4.90		4.98

1 公園整備の推進

- ・公園整備にあたっては、公園が不足し充実が求められる地域への配置を推進します。
- ・公有地化による整備だけでなく、Park-PFIなど民間活力を導入した整備や借地による整備などを推進します。
- ・市民に親しまれる公園とするため、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。
- ・周辺のまちづくりと調和のとれた公園とするため、必要に応じて公園区域の見直しを検討します。

【重点的に進める事業】

公園が不足し充実が求められる地域での公園整備の検討

取組1 地域に親しまれる都市公園の整備・維持管理の推進

施設緑地の中核となる都市公園について、公園・緑地が不足している地域での公園整備を推進するとともに、立地特性や自然環境を生かしたレクリエーション拠点としての機能の充実を図り、周辺のまちづくりと調和のとれた整備を進めます。また、地域住民に親しまれる公園・緑地とするため、市民や事業者などとの協働により、適切な維持管理等に取り組みます。また、民間活力の導入や借地による整備など、公有地化だけでなく、整備に向けた様々な制度の活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）					担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
都市公園の整備状況	か所 面積 (ha)	176か所 81.64ha	178か所 82.03ha	179か所 82.10ha	181か所 82.37ha	186か所 82.99ha	公園緑地課
市民一人当たりの都市公園面積	面積 (㎡)	3.38㎡	3.39㎡	3.40㎡	3.38㎡	3.39㎡	公園緑地課
未公告公園の整備状況（借地公園）	か所 面積 (ha)	9か所 1.83ha	8か所 1.72ha	10か所 2.24ha	9か所 1.96ha	8か所 1.72ha	公園緑地課
市民緑地の開設	検討数 開設数	0か所 0か所	0か所 0か所	0か所 0か所	1か所 0か所	1か所 0か所	景観みどり課・公園緑地課
まちづくり条例に基づく公園等の設置	か所数	2か所	3か所 (内1か所拡張)	0か所	1か所	6か所 (内1か所拡張)	公園緑地課
公園愛護会活動	公園数	47か所	48か所	49か所	49か所	50か所	公園緑地課

○取組内容（実績）

都市公園の整備状況は、都市計画法及び茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例に基づく公園・緑地整備により、前年度に比べ5か所0.62ha増加し、市民一人当たりの都市公園面積について、0.01㎡の増加となりました。

また、公園・緑地が不足している地域において、身近なレクリエーション空間の充実を図るため、借地公園制度や市民緑地制度の活用について検討を行いました。

公園・緑地の維持管理については、茅ヶ崎市緑化事業協同組合やシルバー人材センターなどに委託するとともに、50か所の公園において地元の方を中心とした公園愛護会が設立されており、市民や事業者などとの協働による適正な維持管理を実施しました。

○取組の効果

開発行為等に伴う公園・緑地の整備に伴い、都市公園の設置は増加しているものの、小規模な公園等が多く、身近なレクリエーション空間として十分な確保につながっていないと考えられます。そのため、公園・緑地が不足している地域における整備を優先的に取り組むとともに、引き続き、市民緑地の開設に向けた検討を進めることにより、みどりによるうるおいのある空間整備に引き続き取り組みます。

2 公園施設長寿命化や公園リニューアル

- ・「公園施設長寿命化計画」の策定による、遊具などの公園施設の長寿命化を推進します。
- ・長寿命化や公園リニューアルにあたっては、周辺のまちづくりの状況を踏まえながら、防災・減災機能の充実やユニバーサルデザインへ配慮するとともに、近隣住民との協議や景観法に基づく協議を活用します。

【重点的に進める事業】

「公園施設長寿命化計画」の検討

取組 1 公園施設の長寿命化及び再整備の推進

公園施設の安全・安心な利用を図るため公園施設長寿命化計画を策定し、遊具や付帯施設等の適切な維持補修及び更新に取り組みます。また、平成27（2015）年3月に策定した中央公園再整備計画に位置付けた園路やベンチの増設などの再整備を進めるとともに、公園が持つ防災・減災機能やレクリエーション機能などの充実及びユニバーサルデザインに配慮した公園整備を推進します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
公園施設長寿命化計画に基づく施設の更新	策定状況 更新施設数	-	-	策定	7か所 8施設	9か所 12施設		公園緑地課
公園施設に関する点検の実施	施設	559件	570件	577件	575件	586件		公園緑地課
中央公園再整備計画に基づく再整備	再整備 個所数	1か所 (管理棟建替)	1か所 (管理棟太陽 光発電設備)	-	-	-		公園緑地課
ユニバーサルデザインに配慮した公園整備	整備数	-	-	-	-	1か所		公園緑地課

○取組内容（実績）

公園施設の長寿命化については、公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】（国土交通省）及び公園施設長寿命化計画（令和3年策定）に基づき、9か所12施設において遊具をはじめベンチや東屋などの付帯施設を更新したことにより、安全・安心な公園利用につながっています。また、都市公園法に基づき、公園施設586件について調査点検を実施したところ、老朽化により11件のすべり台や鉄棒等を使用中止とし、次年度以降の修繕や更新に向けた協議を実施しました。

また、市内中島にある湘南夢わくわく公園において、ユニバーサルデザインの遊具や多目的トイレの設置など誰もが利用できるインクルーシブな視点を取り入れた再整備を実施しました。

○取組の効果

重点事業に位置付けた公園施設長寿命化計画の検討については、令和3年度に公園施設の長寿命化に関する計画を策定し、同計画に基づき、順次公園施設の更新を行うとともに定期的なパトロールを継続的に実施することが、安全・安心な施設利用につながっているものと考えます。

また、中央公園の再整備については、管理棟やステージなどの改修後、南側外周道路の歩道の改修や小舗石舗装などバリアフリーの観点による再整備の実施が課題となっています。

インクルーシブな視点を取り入れた公園整備については、利用者や地元関係者等と協議をしながら、今後の設置を検討していきます。

3 公共施設のみどりの充実

- ・公共施設では、立地特性を踏まえて、市民の日常生活空間にうるおいを与え、地域のモデルとなる緑化を推進します。
- ・「19 生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり」に位置づけた緑化ガイドラインを活用するとともに、木材利用の指針の整備などを検討します。

【重点的に進める事業】

緑化ガイドラインの作成

取組 1 公共施設整備に伴う緑化の推進

公共施設の整備においては、地域の立地特性等を踏まえ、当該地域のモデルとなるよう在来種を中心とした緑化の推進に取り組みます。また、土地利用や公共工事等による生物多様性に対する危機を軽減するため、生物多様性の保全に配慮した緑化ガイドラインの整備について検討を進めます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
市役所本庁舎建設に伴う緑化	緑化率 (%) 緑化面積 (㎡)	-	24.4% 5,115.13㎡	維持管理	維持管理	維持管理		資産経営課
市営小和田住宅外複合施設建設に伴う緑化	緑化率 (%) 緑化面積 (㎡)	-	15.94% 370.12㎡	維持管理	維持管理	維持管理		建築課
(仮称)歴史文化交流館(博物館)整備に伴う緑化	緑化率 (%) 緑化面積 (㎡)	-	-	1,076.67㎡ (本館・広場)	18.66% 1,228.79㎡ (駐車場整備後)	維持管理		博物館
道の駅整備に伴う緑化	緑化率 (%) 緑化面積 (㎡) (審議会時)	-	-	-	-	15.61% 2,421㎡		産業観光課
道の駅整備関連事業に伴う緑化等	緑化面積 (%)	67.7㎡	30.5㎡	17㎡	30㎡	364㎡		産業観光課
粗大ごみ処理施設整備に伴う緑化	緑化率 (%) 緑化面積 (㎡) (審議会時)	-	-	-	-	15.87% 3,018.22㎡		資源循環課
保健所整備に伴う緑化	緑化率 (%) 緑化面積 (㎡) (審議会時)	-	-	-	-	15.52% 496㎡		保健企画課
緑化ガイドラインの整備	整備状況	検討中	検討休止	検討休止	検討休止	検討休止		景観みどり課

○取組内容（実績）

道の駅整備事業や粗大ごみ処理施設整備事業などの公共施設整備について、在来種を中心とした植栽となるよう担当課及び事業者と協議を実施するとともに、みどり審議会へ植栽計画に関する報告を実施しました。また、道の駅整備事業に伴い、柳島向河原交差点付近にポケットパーク364㎡を整備しました。

市営小和田住宅や市役所本庁舎建設などに伴い設置した公共施設内の植栽帯については、各施設管理者において除草、剪定等を行い、みどりの適切な管理に努めました。

緑化ガイドラインの作成については、コロナ禍における優先事業の検討以来、令和5年度においても検討を休止しています。

○取組の効果

市営小和田住宅や市役所本庁舎などの公共施設工事で設置された植栽帯について、適切な維持管理により良好なみどりの保全につながっています。

また、新たな公共施設整備について、植栽計画や建築物を含めた景観形成計画の策定において、みどり審議会や景観審議会の答申や意見を勘案した計画とすることで、施設整備に伴うみどりの充実につながっていると考えます。また、植栽計画の立案にあたっては、施設コンセプトも踏まえ、本市独自の在来種の推奨樹種リストを活用することにより、公共施設における良好なみどりの充実、保全につながるものと考えます。道の駅整備事業については、今後のオープンに伴い、多くの人の来場が予想されるため、多くの人々にとって、みどりと身近にふれあい、感じることができる施設になることを期待します。

多くの公共施設において、みどりが適切に維持管理されている一方、高度成長期に建築された公共施設においては、樹木の高木化や枯死も見られ、みどりの保全とともに安全管理上の課題が生じています。

4 学校のみどりの充実

- ・学校の施設管理面に考慮しながら外周部や屋上など施設内の緑化を推進します。
- ・整備した緑地の環境教育への活用を推進します。
- ・市民と連携した学校ビオトープの設置や調査に関する支援を検討します。

【重点的に進める事業】

緑化ガイドラインの作成

取組1 小・中学校における緑化の推進

教育委員会関係課及び学校関係者と協議・調整のもと、学校ビオトープの整備や施設緑化の取り組みを推進します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
学校ビオトープ（水辺環境）の設置校数	小学校 (19校) 中学校 (13校)	-	-	-	-	10校 5校		景観みどり課・教育施設課
学校緑化の推進（屋上緑化）	設置校数 (累計)	1校	1校	1校	1校	1校		教育施設課
学校緑化の推進（中庭の芝生化）	設置校数 (累計)	3校	3校	3校	3校	3校		教育施設課
みどりのカーテン実施校数	小中学校 (32校)	9校	8校	5校	7校	5校		環境政策課

○取組内容（実績）

小・中学校においては、除草や枝払いなど日常的な維持管理を実施し、みどりの保全に取り組むとともに、汐見台小学校では5年生の学習活動で屋上に設置した田んぼや畑を活用した授業を実施しました。

また、小・中学校5校において、みどりのカーテンづくりに取り組み、施設の壁面緑化に取り組みました。

○取組の効果

学校ビオトープの設置状況調査を実施したところ、それをきっかけに小学校2校から水辺環境の保全や環境学習につながる相談があり、生物多様性を含むみどりの保全に対する意識醸成につながりました。

また、小・中学校においてみどりの適切な管理が行われていることにより、児童・生徒をはじめ教職員や近隣住民など多くの市民に対する身近なみどりの保全に寄与できているものと考えます。

学校施設の多くが高度成長期に建築されているため、今後の学校施設の建替計画において、みどりの充実に関して関係課との協議が想定されます。

5 道路のみどりの充実

- ・道路整備や街路樹リニューアルにおいては、地域にふさわしい樹種による街路樹緑化を推進するとともに、国道や県道の道路緑化についても働きかけます。
- ・道路整備後に残地が発生した場合は、交流の場としてのポケットパーク整備を検討します。
- ・街路樹の効率的な維持管理を推進します。

【重点的に進める事業】

緑化ガイドラインの作成

取組 1 道路整備に伴う街路樹緑化や適正な維持管理の推進

道路整備事業に伴う街路樹の設置による緑化を推進するとともに、既存街路樹の適正管理に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
道路整備に伴う街路樹整備	整備面積 (㎡)	67.7㎡	30.5㎡	17㎡	—	—		道路建設課
街路樹の適正管理	維持管理 地区数	11地区	11地区	11地区	11地区	11地区		公園緑地課・道路管理課
街路樹等に関する 国県への要望	要望数	—	33件	49件	48件	49件		建設総務課
街路樹等に関する 緊急対応	対応件数	1件	2件	1件	3件	5件		公園緑地課・道路管理課
道路におけるポケットパークの整備	整備数 (㎡)	—	—	—	1か所 30㎡	1か所 364㎡		産業観光課・道路建設課

○取組内容（実績）

街路樹の枝払いや剪定、落ち葉清掃などについて、一括した業務委託を行うことで、計画的かつ効率的な植栽の維持管理に取り組むとともに、国道及び県道の植栽帯については、適正な維持管理に向け管理者へ49回要望を行いました。また、強風等による街路樹の倒木など緊急的な対応については、道路の安全性確保及び街路樹の適正な管理の視点により取り組みました。

道の駅整備に伴い、柳島向川原交差点付近に整備したポケットパークについては、維持管理に係るコスト等を考慮しつつ、推奨樹種一覧を参考に明るく開放的かつ道の駅のコンセプトに近い樹種を採用しました。

○取組の効果

街路樹の枝払いや剪定、落ち葉清掃などについて、一括した維持管理を行うことで計画的かつ効率的な植栽管理が実施でき、道路におけるみどりの保全につながっています。

また、国道・県道の街路樹維持管理について、市民等からの要望等を適切かつ迅速に管理者につなげることにより、道路緑化の適切な維持管理につながったと考えます。

道の駅整備事業に伴うポケットパークの設置については、今後の道の駅のオープンと合わせ、来場者や市民がみどりと身近にふれあい、感じるができる施設になることを期待します。

6 民有地のみどりの充実

- ・みどり豊かなまちづくりを推進するため、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」や「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」、景観法に基づく協議などを活用し、民有地の緑化を推進します。
- ・住宅などの民有地緑化や市街地に残された樹木の保全を支援します。
- ・樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつけるグリーンバンク制度を推進します。
- ・市街地における公開された緑地の創出を図るため、市民緑地制度の活用を促進します。

【重点的に進める事業】

- ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用（保存樹林等・市民緑地など）
- ・「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の推進
- ・民有地緑化への支援

取組1 まちのみどりの保全・再生・創出の推進

日常生活にうるおいを与え、みどりとのふれあいの機会を提供する身近なみどりの保全・再生・創出を図るため、市街地を中心に民有地の緑地保全や開発行為等における緑化の推進に取り組み、みどりの持つ多様な機能を活用したまちづくりを進めます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
土地利用基本条例に基づく助言・指導	届出数	7件	7件	4件	2件	0件		都市計画課
まちづくり条例に基づく植栽帯の整備	件数 面積 (㎡)	30件 10,065.18㎡	29件 3,541.12㎡	22件 3,761.28㎡	33件 11,841.96㎡	20件 3,335.46㎡		景観みどり課
保存樹林制度の活用	件数 面積 (ha)	31件 4.2ha	28件 3.5ha	28件 3.5ha	26件 3.3ha	25件 3.2ha		景観みどり課
保存樹林における生物調査	回数	4回	10回	17回	12回	13回		景観みどり課
保存樹木制度の活用	本数	21本	19本	19本	18本	18本		景観みどり課
市民緑地の設置 (再掲)	検討数 設置数	0か所 0か所	0か所 0か所	0か所 0か所	1か所 0か所	1か所 0か所		景観みどり課
青少年広場の設置	か所数 面積 (㎡)	15か所 35,412㎡	15か所 35,412㎡	15か所 35,305㎡	15か所 35,287㎡	14か所 34,363㎡		青少年課
グリーンバンク制度の推進	引取回数 配布回数	0回 1回	0回 0回	1回 3回	0回 0回	1回 1回		公園緑地課
未公告公園の整備状況 (借地公園等) (再掲)	か所 面積 (ha)	9か所 1.83ha	8か所 1.72ha	10か所 2.24ha	9か所 1.96ha	8か所 1.72ha		公園緑地課

○取組内容（実績）

保存樹林制度の活用においては、新規指定を休止している中、相続の発生により1件の解除がありましたが、引き続き25件約3.2haの民有地を保存樹林として指定し、保全に取り組みました。保存樹木に関しては令和4年度と同様に18本の樹木を指定しています。また、更新時期を迎える保存樹林等においては、生きものの生息・生育調査を13件実施し、神奈川県絶滅危惧Ⅱ類であるクロカワズスゲやイヌハギなどの生育を確認することができました。市民緑地の整備に関しては、設置に向けた協議・調整を所有者等と継続して実施しました。青少年広場に関しては、土地所有者のご理解・ご協力のもと、継続して市内14か所に開設しているほか、指標種が確認されている青少年広場では、植物の生育に配慮した維持管理を実施しました。

まちづくり条例に基づく植栽帯の整備については、人口増加傾向が続いている本市において、20件約3,335㎡の植栽帯が新設され、開発行為等の規模に応じた植樹等が行われました。

○取組の効果

保存樹林においては、近年において漸減傾向となっているものの、引き続き、土地所有者のご理解・ご協力のもと、南側地域を中心に25件3.2haの民有地を保存樹林として指定しているほか、クロマツやクスノキなど18本を保存樹木として指定することにより、民有地におけるみどりの保全につながっているものと考えます。また、一部の保存樹林では生きもの調査を実施し、その結果を地権者に報告することで地権者によるみどりの保全に対する意識の醸成につながりました。

また、赤羽根第二青少年広場では、市準絶滅危惧種のみヤコグサやクララのほか草地指標種であるホタルブクロの生育が確認されており、生物多様性に配慮した維持管理の効果が生じているものと考えます。

まちづくり条例に基づく植栽帯の整備では、本市独自の在来種の推奨樹種リストを活用することにより、良好なみどりの創出につながったと考えます。

7 都市拠点のみどりの充実

- 都市拠点^{*}においては、人が集まり賑わいが生まれるよう、みどり豊かな空間の創出を目指し、近隣住民との協議や景観法に基づく協議などを活用し、緑化を推進します。

※都市拠点：「ちがさき都市マスタープラン」で位置づけている茅ヶ崎駅周辺や辻堂駅西口周辺、香川駅周辺の鉄道駅を中心とした拠点施設

取組1 人が集まり賑わいが生じるみどり豊かな都市拠点整備の推進

建替事業が進む浜見平地区再整備において、生活・防災の機能を持つ拠点として整備を進めるとともに、人が集まり賑わいが生じるようなみどり豊かな空間の創出に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
浜見平地区再整備に伴う植栽整備	整備状況 (㎡)	6.5㎡	0㎡	0㎡	0㎡	13.5㎡		拠点整備課
景観まちづくりアドバイザーの活用	登録者数 派遣回数	24人 6回	21人 4回	18人 3回	15人 3回	15人 6回		景観みどり課

○取組内容（実績）

浜見平地区を流れる松尾川の雨水幹線における緑道化整備については、景観まちづくりアドバイザー制度を活用し、造園等の専門家による植栽等に関する意見をいただき、整備内容について、学識者やUR都市機構等で構成された推進検討会議において協議を実施しました。また、同地区の市道0121号線（鉄砲道）の道路整備を行い、植栽を整備しました。

都市拠点における開発行為に対して、景観まちづくりアドバイザーを6回派遣し、植栽計画等に対し景観形成基準に基づく助言・指導を行いました。

○取組の効果

浜見平地区の松尾川雨水幹線における緑道化整備については、景観まちづくりアドバイザーの活用により、官民連携のもと地域の植生を考慮した一体感のある整備内容を検討することができ、今後の浜見平地区におけるみどりの充実につながると考えます。

8 防災・減災機能を持つみどりの充実

- ・みどりの防災・減災機能に着目し、農産物の生産の場としてだけでなく、遊水機能などを有している水田などの農地や樹林の保全を推進します。
- ・延焼遅延や雨水貯留機能を持つ街路樹や市街地の樹林などのみどりの保全を推進します。

【重点的に進める事業】

- ・「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用（保存樹林等・市民緑地など）

取組1 市民の安全・安心を支えるみどりの保全・回復・創出の推進

市街地の樹林や街路樹、農地などみどりの持つ延焼遅延機能や雨水貯留機能などを考慮したみどりの保全・回復・創出に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
保存樹林制度の活用 (再掲)	件数 面積 (ha)	31件 4.2ha	28件 3.5ha	28件 3.5ha	26件 3.3ha	25件 3.2ha		景観みどり課
水田の遊水機能の保全 (補助制度の運用)	件数 (ha)	247件 39.53ha	238件 38.34ha	216件 35.59ha	199件 32.35ha	補助制度の 廃止		下水道河川建設課
特別緑地保全地区内の 保全作業（委託業務）	件数	10件	4件	9件	6件	11件		景観みどり課・公園緑地課
街路樹の適正管理 (再掲)	維持管理 地区数	11地区	11地区	11地区	11地区	11地区		公園緑地課・道路管理課
市民緑地の設置 (再掲)	検討数 設置数	0か所 0か所	0か所 0か所	0か所 0か所	1か所 0か所	1か所 0か所		景観みどり課

○取組内容（実績）

保存樹林制度の活用により、市街地において25件約3.2haの樹林を保全することで、災害時における延焼遅延や雨水貯留機能の保持など防災・減災機能の保全・充実に取り組みました。また、水田等の遊水機能を有する土地に対する補助制度については、市街化区域における雨水幹線の整備が概ね100%となり、遊水機能を持つ土地の必要性の理解が一定程度広まったことなどから、令和4年度をもって制度を廃止しました。清水谷及び赤羽根字十三区周辺特別緑地保全地区においては、土砂災害防止や水源の涵養など森林が持つ多面的機能を発揮するため、枯損木の伐採や林床環境の整備など森林保全業務委託を11件実施しました。

○取組の効果

災害時における延焼火災が危惧される南部地域において、まとまったみどりを保存樹林として16か所を指定していることにより、地域における防災力の向上等につながり、みどりが持つ防災・減災機能を活かしたまちづくりにつながっていると考えます。また、特別緑地保全地区においては、市が実施した保全作業に加え、日頃の市民団体や教育機関等との協働による保全活動が、森林が持つ多面的機能の維持保全につながり、防災・減災機能の向上に寄与しているものと考えます。

9 景観・文化資源を形成するみどりの充実

- ・良好な景観を形成するみどりの保全・再生・創出を推進するため、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」や「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、沿道のみどりの充実などを誘導します。
- ・市民が日常望見する位置にあり、景観上も優れている赤羽根の斜面林については、特別緑地保全地区の指定を推進します。
- ・市民ボランティアによる社寺林などの実態調査を進めるとともに、文化財や景観重要樹木などの保全を推進します。
- ・「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」と連携し、自然とふれあい、歴史をめぐる回遊動線の検討など優れた地域資源を活用します。

【重点的に進める事業】

特別緑地保全地区指定の推進（赤羽根斜面林）

取組1 茅ヶ崎の価値や魅力を体感できるみどりの保全・再生・創出

茅ヶ崎の歴史・文化を感じる旧街道や別荘地の面影を残す松林や地域の自然的景観を形成するみどりなど、日常生活にうるおいを与えるまちのみどりの保全・再生・創出に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
特別緑地保全地区の指定	か所数 面積 (ha)	2 か所 7.8ha		景観みどり課				
特別緑地保全地区の指定検討	候補地 検討状況	2 か所 検討中	2 か所 休止	2 か所 休止	2 か所 検討	2 か所 休止		景観みどり課
景観形成基準に基づく助言・指導 (沿道のみどりの充実)	届出数 設置量	81件	55件	83件	58件	74件		景観みどり課
ちがさき景観資源の指定	指定件数	8件	8件	8件	9件	9件		景観みどり課
景観重要樹木の指定	指定件数 点検回数	4件 3回	4件 0回	4件 1回	4件 1回	4件 1回		景観みどり課
指定文化財に対する維持管理等 (鶴嶺八幡宮等)	回数	18回	34回	61回	74回	66回		社会教育課
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携	回数 参加人数	2回 35人	コロナにより 中止	1回 25人	1回 21人	1回 19人		社会教育課

○取組内容（実績）

赤羽根斜面林における特別緑地保全地区の指定に向けた検討については、令和3年2月に神奈川県が当該地を土砂災害警戒区域等に指定したため、災害時における土地所有者の法的責務を踏まえ、指定に向けた検討を休止しています。また、茅ヶ崎市景観計画に示した景観形成基準に基づき、沿道のみどりの充実を図るため、開発事業者に対し74件の指導助言を行いました。地域に親しまれている4本の景観重要樹木については、定期的な目視点検を実施し、樹容の確認など適切な保全に努めました。

また、市指定文化財に指定している鶴嶺八幡宮及び松並木等における維持管理については、年間66回のパトロールとともに樹木の剪定及び枯死木の伐採を実施しました。ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携においては、講座（基礎編）の中で本市の自然に関する講座として、県立茅ヶ崎里山公園内を歩き、本市ならではの景観や都市資源を体感しました。

○取組の効果

赤羽根斜面林における特別緑地保全地区の指定については、都市緑地法に基づき公有地化した場合、土砂災害発生時における土地所有者の法的責務の重大性を鑑みると、指定に対し慎重にならざるを得ないと考えます。また、景観形成基準に基づく指導・助言等の結果、在来種を中心とした植栽が行われ、うるおいのあるまちなみ形成に寄与していると考えます。

また、文化財に対し定期的なパトロールを実施したところ、鶴嶺八幡宮及び松並木において枯死木等の適切な対応につながり通行の安全性の確保並びに本市の歴史を後世に伝えるみどりの保全・再生につながっていると考えます。ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業との連携においては、対面による講座を実施し、実際に現場に赴くことで、改めて体験することの大切さを実感する機会となりました。

10 河川のみどりの充実

- ・河川整備や既設護岸の改修にあたっては、河川の状況に応じて、多自然川づくりや水辺に親しみ自然とふれあえる親水護岸の整備、散策路となるような管理用通路の緑化を検討します。
- ・維持管理における生物多様性の保全に配慮した草刈りの実施や土砂の管理を検討します。

取組1 河川整備等に伴うみどりのネットワーク形成の推進

相模川をはじめ小出川や千ノ川、駒寄川などそれぞれの河川の流域特性や国をはじめ神奈川県や関係者等との協議を踏まえ、周辺の公園、緑地、農地などと連続したみどりのネットワークの形成を推進するとともに、水辺の自然にふれあうことができるよう生物多様性に配慮した川づくりを推進します。

活動内容		事業量（実績）					担当課	
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)		R6年度 (2024)
河川のみどりの保全	維持管理 (除草等)	1回	1回	1回	1回	3回		下水道河川管理課
相模川河畔林に対する関係者協議	実施回数	1回	1回	1回	2回	1回		景観みどり課
相模川河畔林における保全活動	実施回数 参加人数	1回 14人	2回 22人	2回 64人	3回 78人	5回 171人		景観みどり課
国・県との協議 (小出川)	協議回数	0回	0回	4回	4回	5回		下水道河川建設課

○取組内容（実績）

相模川河川敷内におけるの自然環境の保全活動については、市民団体により市準絶滅危惧種であるオドリコソウの生育地を中心とした保全活動や生きものの観察会が実施されたほか、日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社により、セイタカアワダチソウなどの外来種の駆除や生物多様性に配慮した除草など、2回（6月、11月）延べ約100人の参加のもと実施されました。また、特定外来生物であるアレチウリの駆除については、在来種であるオギの移植による生育抑制に取り組んだほか、隣接地を使用しているスポーツ団体との協働によりアレチウリの除草に取り組みました。

関係者協議については、市民団体、京浜河川事務所、市の3者による協議を10月に実施し、自然環境の保全に配慮した治水施設の維持管理などについて協議を行いました。

千ノ川及び駒寄川においては、管理用通路をはじめ護岸及び河川の除草を8月に実施していますが、市民からの情報提供により駒寄川にて、特定外来生物であるナガエツルノゲイトウが初確認されたため、駆除作業を2回実施しました。小出川遊水地計画については、自然環境保全に関する協議や周辺道路の整備などについて、事業実施主体である県藤沢土木事務所と5回協議を実施しました。

○取組の効果

相模川河川敷内の保全活動においては、市民団体及び近隣企業などが保全活動に従事することにより、生きものの移動経路としての重要な位置づけをした自然環境の保全につながっていると考えます。アレチウリへの対応については、在来植物への植生転換に関して継続した取り組み及びモニタリングが必要です。駒寄川においては、ナガエツルノゲイトウの拡散に注意しつつ、駆除作業を継続する必要があります。

小出川遊水地計画において、自然環境保全に向けた要望・協議の結果、事業主体である県藤沢土木事務所が湿地環境の保全に向けた調査業務を実施したことは、自然環境の保全・回復につながることを考えます。

11 海岸のみどりの充実

- ・海岸特有の生きものの生息・生育環境として貴重な砂浜などの飛砂や潮風から住民の生活を守る海岸のみどりの保全・再生に向けた事業を推進します。

取組1 海岸特有の生息・生育環境の保全・再生に向けた取り組みの推進

柳島をはじめ漁港周辺や汐見台など、茅ヶ崎海岸の特性を踏まえた生きものの生息・生育環境の保全・再生の取り組みを推進します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
海岸植生の保全 (海浜植物の移植)	回数 種数	- -	1回 1種	- -	- -	- -		景観みどり課
海浜植生の保全 (保全活動支援)	開催回数 参加者数	-	-	-	1回 約100人	1回 約100人		拠点整備課
養浜材の提供	堆積砂の 提供	約3,000m ³		農業水産課				

○取組内容（実績）

海岸植生の保全については、昨年度に続いて市民団体を中心としたイベントにおいて、ハマヒルガオやコウボウシバなど海岸植生に関する説明を行ったほか、オオフトバムグラやコセンダングサなど外来種の駆除を約100人で実施しました。また、漁港整備に伴い令和2年2月に市民団体と移植した海岸指標種のコウボウムギの継続的な生育を確認することができました。

海岸侵食防止対策事業において、海岸管理者である神奈川県が継続的な養浜事業を実施するとともに、本市では、昨年度に引き続き海岸における砂浜の浸食防止対策として、神奈川県の養浜事業に対し、茅ヶ崎漁港海岸公園に堆積する約3,000m³の砂を養浜材として提供しました。

○取組の効果

漁港整備に伴い移植したコウボウムギについては生存を確認でき、海岸のみどりの保全・再生に寄与した事例と考えます。また、市民団体の主催により、海岸植生の保全に関するイベントを継続して実施できたことは、海岸における生物多様性やみどりの保全の周知・啓発につながっているもので、今後についても市民に対する教育環境の取り組みは重要であると考えます。

12 農地のみどりの充実

- ・神奈川県が指定する農業振興地域及び市が指定する農用地区域については、市の農業振興の拠点として指定の継続を推進します。
- ・市街地の農地を確保するため、生産緑地地区の追加指定とともに、特定生産緑地制度や都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)に基づく制度の活用に取り組みます。
- ・農地の保全に寄与する市民農園や観光農園、茅ヶ崎産農産物を学校給食へ活用する地産地消を推進するとともに、環境保全型農業に係る事業を支援します。

【重点的に進める事業】

市街地の農地保全の推進

取組 1 農地の保全と市街地農地の確保に向けた取り組みの推進

農業用地の保全や新規就農者の支援、市街地の農地の確保等に取り組むとともに、地産地消の推進に取り組むことで、農地のみどりの保全を推進します。

活動内容		事業量（実績）					担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
農業振興地区の指定	指定面積 (ha)	124ha	124ha	124ha	124ha	124ha	農業水産課
生産緑地の指定	指定件数 面積 (ha)	391件 55.7ha	383件 54.0ha	380件 53.2ha	368件 51.4ha	334件 47.1ha	都市計画課
特定生産緑地の指定	指定件数 面積 (ha)	-	-	-	266件 39.8ha	13件 1.3ha	都市計画課
市街化区域内の農地の保全	(ha)	34.7ha	32.4ha	30.1ha	28.6ha	32.0ha	農業水産課
援農ボランティア登録数	人数	274人	79人	76人	68人	61人	農業水産課
新規就農者数	人数	2人	2人	1人	3人	2人	農業水産課
給食における地元産品の使用	品目数	12品目	11品目	16品目	17品目	12品目	学務課
市民農園の設置	箇所数 面積 (ha)	62件 4.5ha	59件 4.3ha	61件 4.5ha	59件 4.2ha	59件 4.2ha	農業水産課

○取組内容（実績）

営農環境を維持するため、農業用排水路の維持管理を事業者へ業務委託を行い、農業用排水路の正常な運用に取り組みました。また、繁忙期等に人手を必要とする農家に対し支援者を紹介する援農ボランティア制度においては、登録者61人に対し受入農家は52件となり、年間4件のマッチングが成立しました。

生産緑地については、相続等の影響により約30件4.3haの減少がありますが、追加・拡大に向けた周知啓発を広報紙等で行い、334件47.1haの指定となったとともに、特定生産緑地として13件1.3haを指定することができ、貴重なまちなかのみどりの確保につながっています。また、市街化区域の農地面積が増加していますが、生産緑地の解除に伴い税制優遇等の措置がなくなった農地が増加したものであり、統計的な区分の違いによるものです。

茅産茅消の取り組みとして、市内小学校19校の給食において、地場産の米を使用するだけでなく、児童が実際の田んぼに行き生産者との交流を行ったほか、市内農家が生産したナス、トマト、サツマイモなどを使用した献立の提供や本市の特産品の一つであるシロナスを使った献立の提供を行いました。

また、特定農地貸付法に基づく市民農園については、前年度と同様に59か所（新規指定1か所）の設置となり、農地のみどりの保全にむけた取り組みを推進しました。

○取組の効果

農業用排水路の整備や援農ボランティア制度の充実など基盤整備等に関する取り組みを進めたほか、新規就農支援を行ったことで新規就農者が2人増加するなど、農地の保全及び農業従事者の充実に取り組んだことにより、農業の支援とともに農地のみどりの保全・充実につながっていると考えます。

また、小学校給食において、地元農家が生産したナスやトマトなどを使用した献立を提供することにより、茅産茅消の推進及び農地の保全につながっていると考えます。

基本方針２ 生きものが生息・生育するみどりの確保

- 施策１３ 特に需要度が高い自然環境の確保
- 施策１４ 生きものが生息・生育するみどりの確保
- 施策１５ 絶滅危惧種対策
- 施策１６ 外来種対策
- 施策１７ 自然環境評価調査の実施

現在、地球規模で私たちの生活を支えている生物多様性が失われつつあります。人々が将来にわたり生物多様性からの恵みを受けて豊かな生活を送れるよう、生物多様性の保全に関する取組を推進する必要があります。生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。また、様々な生きものを育ててきた北部丘陵をはじめとした様々なみどりの状況を把握し、保全・再生に取り組んでいきます。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

基本方針2では、生物多様性の保全のため、重要な自然環境の保全と生態系ネットワークの形成及び外来種対策など生きものが生息・生育するみどりの確保に関する取組を推進しました。

特別緑地保全地区である清水谷や赤羽根字十三区周辺をはじめとした特に重要度が高い自然環境が残されている地域においては、市民団体や教育機関、地元企業などとの協働により、生物多様性に配慮した保全作業を実施することができました。その結果、外来種から在来種への植生の変化や、明るい林床への変化が確認できるなど、日頃の保全活動の成果が表れています。

保存樹林については、相続等の発生による減少傾向が続いていますが、地権者等のご理解・ご協力のもと25件3.2haの保存樹林が継続され、市街地における生きものの貴重な生息・生育環境及び生息・生育空間をつなぐみどりの確保・保全につながり、生態系ネットワークの維持に寄与していると考えます。また、開発行為等が行われる予定地において、「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の準絶滅危惧種であるコマツナギとアカバナの代償ミティゲーションを実施したため、継続的なモニタリングが必要です。

令和5年度に開始された第4回自然環境評価調査においては、調査員不足が懸念される中、これまでで最も多い111人の調査員が集まったことは、地域情報誌やSNSを活用した募集の成果と考えます。あわせて、調査員の資質向上に向け、調査員の養成講座を実施し、スムーズな調査が実施できるよう人材育成に取り組まれました。

また、重点的に進める事業の一つである赤羽根斜面林及び行谷地区の特別緑地保全地区の指定推進につきましては、令和3(2021)年2月に、指定候補地の多くが土砂災害特別警戒区域に指定され、それに伴う当該区域内の安全性の確保や土地所有権に基づく法的責任の課題が生じたため、指定に向けた活動を休止している状況です。

○課題と今後の方向性

生物多様性の保全に向けて、市民団体をはじめ地元企業や教育機関などと重要な自然環境の保全や外来種の拡散防止、生態系ネットワークの形成に取り組む、在来種への植生の変化や林床環境の改善が見られるなど保全活動の成果が表れているため、関係機関等との連携による継続的な保全活動に取り組めます。

レッドリスト種の保全については、開発行為等に伴う代償ミティゲーションを実施し、種の保全につながっていると考えますが、より一層の保全に向けた関係機関への周知・啓発及び対象種に応じた適切な生息・生育環境となる公有地の不足が課題となっています。

また、外来種対策については、特別緑地保全地区である清水谷や赤羽根字十三区周辺において、市民団体や教育機関などと駆除作業に取り組むことができましたが、外来種の拡散防止対策や情報発信などについて、小・中学校と連携した継続的な取組が重要と考えます。

第4回自然環境評価調査の調査員の確保にあたっては、調査員の高齢化による担い手不足が懸念されましたが、小学生をはじめとする多くの年代から参加があり、一定の成果があったものと考えます。しかしながら、調査未経験者の割合が多いため、継続した人材育成の取組を進めます。

また、「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知啓発については、市ホームページで周知・啓発しているものの、更なる情報発信の在り方について検討が必要であると考えます。また、市管理水域内で初めて確認された特定外来生物のナガエツルノゲイトウは、駆除作業を実施したものの、定着防止のため引き続きモニタリング及び駆除・根絶に向けた取組が必要です。

2. 指標の推移

自然環境評価調査などにより、重要度が高い自然環境の生きものの生息・生育状況を把握し、より良好な状態で自然環境を保全することを目指し、確認できる指標種数を維持することを指標とします。これまで3回の調査を実施する中で指標種や調査範囲の見直しを行ったため、第3回調査を基準とします。

① 自然環境評価調査での指標種の確認状況

R10時点の目標値	実績 (年度)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R10 (2028)
項目										
自然環境評価調査での指標種の確認状況	柳谷	75種	-	-	-	-	-	-	-	確認できる指標種数を維持する
	行谷	72種	-	-	-	-	-	-	-	
	清水谷	63種	-	-	-	-	-	-	-	
	長谷	38種	-	-	-	-	-	-	-	
	赤羽根十三区	42種	-	-	-	-	-	-	-	
	平太夫新田	28種	-	-	-	-	-	-	-	
	柳島	28種	-	-	-	-	-	-	-	

なお、指標種の確認数が維持されていても、固有性の高い種の減少や確認種の分布状況の変化、環境区分ごとの確認種の割合の変化などの状況により、遷移の進行など環境の変化に注意が必要な場合があります。

自然環境評価調査は、市民との協働による調査であり、これまでの計3回の調査の中で調査地域や調査方法、調査体制などを検討しながら実施してきており、調査精度の違いにより確認種数の増減がみられます。また、気候変動などの地球規模での環境の変化が調査結果に影響を与える可能性があるとともに、生きものの発生や飛来の状況は年により変動します。

このような調査の特性をふまえながら、調査結果を総合的に分析・評価し、必要に応じて保全施策や保全管理作業のあり方などを検討します。

13 特に重要度が高い自然環境の確保

- ・自然環境評価調査により特に重要度が高いと評価された自然環境を保全するとともに、対象地区に応じた保全制度(特別緑地保全地区やみどりの保全地区)の適用と保全管理計画に基づく市民団体などとの協働による管理を推進します。
- ・定期的に自然環境評価調査を実施し状況を把握するとともに、周辺で土地利用がある場合などは、自然環境保全への配慮を働きかけます。

【重点的に進める事業】

特別緑地保全地区指定の推進（行谷）

取組1 特に重要度が高い自然環境の保全に向けた各種制度の活用及び維持管理の推進

自然環境評価調査により特に重要度が高いと評価された自然環境の保全を推進するため、法に基づく様々な保全制度の適用の検討を進めるほか、市民団体などとの協働により、保全管理計画等に基づきそれぞれの地域の特徴を考慮した保全管理に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
特別緑地保全地区 制度による保全	か所数 指定面積 (ha)	2か所 7.80ha	2か所 7.80ha	2か所 7.80ha	2か所 7.80ha	2か所 7.80ha		景観みどり課
保全活動の実施 (清水谷)	実施回数 延参加人数	47回 258人	49回 325人	49回 325人	48回 337人	50回 408人		景観みどり課
保全活動の実施 (赤羽根字十三図)	実施回数 延参加人数	4回 42人	12回 55人	5回 51人	5回 59人	5回 45人		景観みどり課
保全活動の実施 (平太夫新田)	実施回数 延参加人数	1回 14人	2回 22人	2回 64人	3回 78人	8回 179人		景観みどり課
特別緑地保全地区の 指定検討（再掲）	候補地 検討状況	2か所 検討中	2か所 検討中	2か所 検討中	2か所 休止	2か所 休止		景観みどり課
保全管理計画等の 策定状況	策定数 面積 (ha)	3か所 8.82ha	3か所 8.82ha	3か所 8.82ha	3か所 8.82ha	3か所 8.82ha		景観みどり課・公園緑地課

○取組内容（実績）

重要度の高い自然環境とされた清水谷、赤羽根字十三図、平太夫新田においては、それぞれ地区に応じた保全管理に対する基本的な考え方等に基づき、市民団体や教育機関、地元企業等との協働により、保全作業を実施しました。特別緑地保全地区の清水谷において50回延べ約400人、赤羽根字十三図において5回延べ45人、平太夫新田では8回約180人の参加のもと、外来種の駆除や湿地環境の保全など生きものの生息・生育環境の維持保全に取り組みました。

特に相模川の河畔敷にある平太夫新田では、地元企業や市民団体等による保全活動において、生物多様性の保全に配慮した手法で除草を実施することができました。

特別緑地保全地区の新たな指定については、対象地が令和2年度に神奈川県より土砂災害警戒区域等に指定されたことにより、土地所有権に基づく法的責任の所在の課題が生じたため、指定に向けた検討を休止しています。

○取組の効果

清水谷や赤羽根字十三区周辺の特別緑地保全地区や平太夫新田において、市民団体をはじめとした多くの方々による保全活動の結果、外来種から在来種への植生の変化や、明るい林床への変化が確認できるなど、日頃の保全活動の成果が表れています。

特別緑地保全地区の指定推進の検討にあたり、土砂災害警戒区域内の土地を特別緑地保全地区に指定した場合、将来的な都市緑地法第17条に基づく土地の買取が想定され、買取後に災害が発生した際の所有権に基づく法的責任が生じることとなり、自然環境の保全に向け、その他の手法による検討の必要性が明らかになりました。

14 生きものが生息・生育するみどりの確保

- ・自然環境を保全し、動物などが連続して移動できるように配慮した生態系ネットワークの形成を推進するため、地域制緑地制度などを活用します。
- ・保存樹林・保存樹木制度やみどりの保全地区制度の指定を推進します。
- ・「自然環境保全条例」(神奈川県)により指定されている自然環境保全地域(甘沼・中赤羽根・上赤羽根)や飛砂防備保安林・水害防備保安林の継続を働きかけます。
- ・これまでの自然環境評価調査の指標種の確認地点から抽出された生きものの移動経路として重要な場所(中央公園周辺・小出川大曲橋周辺)におけるみどりの保全・再生・創出を推進します。

【重点的に進める事業】

「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(みどりの保全地区など)

取組1 生態系ネットワークの形成に向けた自然環境の保全・再生・創出の推進

保存樹林や市民緑地など地域性緑地制度を活用するとともに、自然環境保全地域や保安林等を管理している他自治体との連携を図り、生きものの移動経路に配慮した生態系ネットワークの形成の推進に取り組みます。

活動内容		事業量(実績)						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
保存樹林制度の活用 (再掲)	件数 面積(ha)	31件 4.2ha	28件 3.5ha	28件 3.5ha	26件 3.3ha	25件 3.2ha		景観みどり課
保存樹木等制度の活用	保存樹木 景観重要樹木	21本 4件	19本 4件	19本 4件	18本 4件	18本 4件		景観みどり課
保存樹林における 生物調査(再掲)	回数	4回	10回	17回	12回	13回		景観みどり課
市民緑地の設置 (再掲)	検討数 設置数	0か所 0か所	0か所 0か所	0か所 0か所	1か所 0か所	1か所 0か所		景観みどり課
みどりの保全地区の指定	指定数 面積(m ²)	0件	0件	0件	0件	0件		景観みどり課
中央公園及び周辺における みどりの確保	面積(m ²)	40,000m ² (中央公園)	45,115.13m ² (市役所+中央公園)	維持管理	維持管理	維持管理		公園緑地課・資産経営課
小出川大曲橋周辺における みどりの確保 (河童徳利ひろば)	面積(m ²)	整備中	整備中	2,343m ²	維持管理	維持管理		公園緑地課

○取組内容(実績)

保存樹林については、令和5年度は相続の発生により1件約1,000m²の減少がありましたが、地権者等のご協力のもと、25件3.2haの指定が継続されています。また、一部の保存樹林において、生きもの調査を実施し、神奈川県の特選種であるクロカワズスゲやイヌハギなどの生育を確認することができました。また、保存樹木についても、クロマツやケヤキなど18本を継続して指定することで、生きものが生息・生育するみどりの確保に取り組みました。

市民緑地の指定については、地権者等を含めた関係者間において指定に向けた検討を実施していますが、指定に至っていない状態です。また、みどりの保全地区の指定についても、特別緑地保全地区周辺の自然環境の保全上重要な地域について指定等の検討をするという方向性はあるものの、具体的な検討には至っていない状況です。中央公園周辺及び小出川大曲橋周辺におけるみどりの確保については、生きものに配慮した維持管理について、施設維持管理関係機関と協議を実施しました。

○取組の効果

保存樹林の指定については、過去5か年において、相続等の発生により、6件約1haの解除が発生しているものの、一部の保存樹林では生きもの調査を実施し、その結果を地権者に報告することで、みどりの保全に対する地権者等のご理解・ご協力のもと、25件3.2haの保存樹林が継続され、市街地における生きものの貴重な生息・生育環境の確保・保全につながり、生態系ネットワークの形成の推進に寄与したものと考えます。また、市民緑地の指定については、市内で初の指定となるよう地権者等を含めた関係者と引き続き協議を実施します。

国や神奈川県、施設維持管理者などとの連携において、生きものに配慮した維持管理に関する協議・調整などを行い、市役所本庁舎整備に伴い設置した緑地においては、移植したホタルカズラやコマツナギなど希少な植物の定着を確認しており、生きものの生息・生育環境の確保・保全に寄与しているものと考えます。

15 絶滅危惧種対策

- ・「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の掲載種の生息・生育環境の保全・再生を推進します。
- ・自然環境評価調査と連携した「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の掲載種の詳細な生息・生育環境の把握などを検討します。
- ・「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知を行うとともに、土地利用などが行われる場合は保全への配慮を働きかけます。

【重点的に進める事業】

「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知と保全への配慮の働きかけ

取組1 茅ヶ崎市レッドリストを活用した生きもの及び生息・生育環境の保全等の推進

「茅ヶ崎市レッドリスト2017」に掲載された種の生息・生育環境の保全・再生に取り組むとともに、同リストの周知・啓発及び保全への配慮について取り組みを進めます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
茅ヶ崎市レッドリストの改定	改定時期 (2027年予定)	-	-	-	-	-		景観みどり課
絶滅種 ^{※1} の対応（代償ミティゲーション）	種名	-	ツリバナ	-	-	-		景観みどり課
絶滅危惧種 ^{※2} の対応（代償ミティゲーション）	種名	ヤマイ	キッコウハグマ・クマガイソウ	ヤマイ	-	-		景観みどり課
準絶滅危惧種 ^{※3} の対応（代償ミティゲーション）	種名	コバノカモメ ツル・サイハイラン・タンキリマメ・ホトトギス	アカバナ・タンキリマメ・ウバユリ・ホトトギス・クロモジ・カワラケツメイ・ハンゲショウ	クララ・コマツナギ・ハンゲショウ・ホタルカズラ	ハンゲショウ	コマツナギ・アカバナ		景観みどり課
レッドリスト種の周知等	会議での取扱数	1回	1回	0回	0回	2回		景観みどり課

※1 茅ヶ崎市レッドリスト2017で絶滅種に位置付けられた種のこと。

※2 茅ヶ崎市レッドリスト2017で絶滅危惧種種に位置付けられた種のこと。

※3 茅ヶ崎市レッドリスト2017で準絶滅危惧種に位置付けられた種のこと。

○取組内容（実績）

特定開発行為や公共工事の着工前に調査を実施したところ、コマツナギ・アカバナなど準絶滅危惧種等を確認したため、移植先の施設管理者との協議のもと、工事施工前に当該植物の移植作業を実施しました。また、自然環境庁内会議等において、指標種やレッドリスト掲載種について、関係各課と情報共有することで、レッドリストの周知・啓発に取り組みました。

○取組の効果

レッドリスト掲載種について、関係課と情報共有を図ることにより、代償ミティゲーションを実施し、種の保全に繋がっていると考えます。一方で、関係課との連携が不十分であったことから、絶滅危惧種が生息している周辺で生物多様性に配慮した除草が実施されなかった例もあるため、引き続き情報共有及び周知・啓発の取り組みが求められます。

また、茅ヶ崎市レッドリスト2017の市民等に対する周知啓発については、市ホームページで周知・啓発しているものの、情報発信の在り方について検討が必要です。

16 外来種対策

- ・市民などに対して外来種に関する情報を発信し、外来種の侵入・拡散の防止策の実施や支援を検討します。
- ・「生態系被害防止外来種リスト」掲載種のうちオオキンケイギクやアレチウリ、オオクチバス、ブルーギルなどの特定外来生物や、特に在来生物の生息・生育を脅かすミシシippアカミミガメやアメリカザリガニなどの外来生物の放逐禁止や愛護動物の遺棄の禁止を周知します。
- ・「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」などに基づく協議において、引き続き外来種を用いない緑化を働きかけるなど、民有地の緑化における外来種対策を推進します。

【重点的に進める事業】

情報発信や拡散防止の推進

取組 1 外来種の拡散防止等に向けた取り組みの推進

外来種の侵入・拡散防止に向け、市民や教育機関等に向けた情報発信のほか、近隣大学等との連携により外来種の駆除に向けた取り組みを進めます。

また、小・中学校等との連携により、情報発信や拡散防止の推進を図ります。

活動内容		事業量（実績）					担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	
外来種対策に係る 情報発信	掲載媒体 件数	1 媒体 2 件	1 媒体 1 件	1 媒体 1 件	2 媒体 3 件	2 媒体 2 件	景観みどり課
小・中学校における 周知・啓発	学校数	0 校	0 校	0 校	1 校	0 校	環境政策課・景観みどり課
生活被害等における 特定外来生物の駆除	捕獲件数 アライグマ クリハラリス	33件 16件	36件 13件	32件 35件	64件 14件	54件 72件	衛生課
清水谷における 外来種の駆除 (アメリカザリガニ)	回数 駆除数	1 回 420匹	1 回 3,337匹	1 回 730匹	1 回 87匹	2 回 419匹	景観みどり課
大学との連携における 外来種の駆除	回数	-	-	-	1 回 (モウソウチク)	1 回 (ヒレタゴボウ、オオフサモ)	景観みどり課
清水谷における 外来種の駆除 (モリアオガエル)	泡巣数	17個	6 個	9 個	8 個	10個	景観みどり課・環境政策課・公園緑地課
赤羽根字十三区周辺 地区における外来種 の駆除	回数 対象種数	9 回 4 種	31回 16種	17回 10種	15回 8 種	11回 6 種	景観みどり課
平太夫新田における 外来種の駆除	回数 対象種数	-	2 回 4 種	1 回 4 種	2 回 4 種	7 回 4 種	景観みどり課
水域における外来種 の駆除（ナガエツル ノゲイトウ）	回数	-	-	-	-	2 回	下水道河川管理課・景観みどり課

○取組内容（実績）

外来種の拡散防止のため、清水谷や赤羽根字十三区等それぞれの地区において、日頃から保全活動に取り組んでいる市民団体や教育機関等との協働等により、特定外来生物などの駆除に取り組みました。特に、清水谷においては条件付特定外来生物であるアメリカザリガニや国内外来種となるモリアオガエルの卵の駆除を継続的に実施し、令和5年度については419匹と10個の泡巣を駆除しました。また、赤羽根字十三区では、日頃の保全活動において、ツルニチニチソウやセイタカアワダチソウなどの外来種の駆除・抑制に取り組みました。

生活被害や農作物被害を与える特定外来生物の駆除については、わなを貸し出しアライグマとクリハラリスを合わせて126頭（昨年度の約1.6倍）捕獲しました。

また、市管理水域である駒寄川において、初めて特定外来生物であるナガエツルノゲイトウを確認したため、駆除を行い拡散防止に取り組みました。

○取組の効果

モリアオガエルについては、日本大学の協力によるDNA解析の結果、関西方面を由来とすることが判明し、人為的に持ち込まれた可能性が非常に高くなったため、引き続き、繁殖防止に取り組めます。清水谷や赤羽根字十三図、平太夫新田においては、市民団体を中心に多くの市民ボランティアにより、植物を中心とした外来種の駆除作業が行われており、生物多様性の保全につながっています。

一方で、特にクリハラリスについては、駆除件数が増加しており、生息区域の拡大防止に向けた取り組みが課題です。

市管理水域内で初めて確認された特定外来生物であるナガエツルノゲイトウは、駆除作業を実施したものの、定着防止のため引き続きモニタリング及び駆除・根絶に向けた取り組みが必要です。

17 自然環境評価調査の実施

- ・市民との協働で実施している「茅ヶ崎市自然環境評価調査」を継続していくとともに、調査を継続的に実施するため、調査員の養成などの事業を推進します。
- ・調査結果を蓄積し、特に重要度が高い自然環境の保全をはじめとする様々な施策に活用していきます。

【重点的に進める事業】

調査実施と調査員養成

取組 1 自然環境評価調査の実施と調査結果の活用の推進

自然環境評価調査の継続的な実施に向けた調査員の養成のほか、調査結果に基づく自然環境の保全・再生等に向けた取り組みへの活用を図ります。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
自然環境評価調査の実施	実施年度	-	-	-	-	実施		景観みどり課
自然環境評価調査員の確保	調査員数	-	-	-	-	111人		景観みどり課
自然環境評価調査員養成講座※ ¹ の実施	開催回数 参加人数	6回 126人	0回 0人	1回 4人	3回 56人	2回 78人		景観みどり課
指標種の確認数 (樹林)	指定数 確認数	36種 (-)	36種 (-)	36種 (-)	36種 (-)	36種 (-)		景観みどり課
指標種の確認数 (草地)	指定数 確認数	41種 (-)	41種 (-)	41種 (-)	41種 (-)	41種 (-)		景観みどり課
指標種の確認数 (水辺)	指定数 確認数	52種 (-)	52種 (-)	52種 (-)	52種 (-)	52種 (-)		景観みどり課
指標種の確認数 (海岸)	指定数 確認数	20種 (-)	20種 (-)	20種 (-)	20種 (-)	20種 (-)		景観みどり課

※1 自然環境評価調査員養成講座…新型コロナウイルス感染症の影響により、R2年度からR4年度については、観察を主体とした形態に変更

○取組内容（実績）

令和5年度から7年度に実施する第4回自然環境評価調査に向け、市民調査員を募集したところ、小学生をはじめとする様々な世代から111人の申し込みがありました。参加者の多くが調査未経験者であるため、調査の記録のとり方や調査手法を学ぶ調査員養成講座を2回開催し、調査員の資質の向上に取り組みました。本調査については、鳥類調査が冬の渡りの時期である1月から、両生は虫類調査については、産卵期である2月から実施しました。

○取組の効果

第4回自然環境評価調査の調査員の確保にあたっては、調査員の高齢化による担い手不足が懸念されましたが、地域情報誌やSNSの活用など情報発信に積極的に取り組んだところ、小学生をはじめとする多くの年代から参加があり、一定の成果があったものと考えます。一方、高齢等の理由により調査経験者が減少した半面、調査未経験者が多くなっているため、引き続き、継続した人材育成が重要であると考えます。

基本方針3 みどりと人々がであう協働のしくみづくり

施策18 庁内及び関係機関との連携

施策19 生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり

施策20 市民との連携

施策21 教育機関との連携

施策22 事業者との連携

施策23 人材育成

施策24 資金の充実

施策25 進行管理

みどりへの関心を高め、本計画を推進していくために、緑化推進や生物多様性の保全のための情報発信により、みどりと人々がであう機会を拡充します。また、公園や公共施設をはじめとした様々なみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人がであう機会を創出します。

1. 自己評価

○各施策の取組と効果を総括

基本方針3では、緑化の推進や生物多様性の保全に関する情報発信などを実施し、みどりと人々がであいふれあう機会の拡充などに取り組みました。

11月に開催した環境フェアでは、市民団体等の日頃の保全活動に関する情報発信とともに、生きものの生息・生育環境の説明やパネル展示などが行われ、人々のみどりや生きものなどに対する興味・関心の向上につながっていると考えます。また、専門家による生物多様性に関する啓発講座の実施や「国内外来種」であるモリアオガエルの生体展示の実施など、生物多様性の保全や情報発信に取り組んだことにより、みどりの保全・創出や生物多様性の保全に関する周知・啓発につながりました。

また、オオブタクサやセイタカアワダチソウなどの外来種が繁茂しているエリアにおいて、当該外来種の抜き取りを実施するとともに、在来種を中心に植物の高さを残した除草手法を取り入れることにより、在来植物への植生遷移が確認できるなどみどりの質や生物多様性の向上につながっています。

また、特別緑地保全地区等における自然観察会等を社会教育施設や小中学校と連携して実施したことにより、みどりと人々がであい、ふれあう機会の充実につながったと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響により制限されていた活動の再開により、改めて実際の生きもの等にふれあう機会の重要性を認識できた一方、市民団体においては、高齢化及び人員不足を課題としている団体も多く、保全活動への支障も考えられるため、新たな人材の獲得及び育成に対する支援が必要と考えます。

○課題と今後の方向性

自然環境評価調査の実施にあたり、調査未経験者の割合が約54%となっているため、調査未経験者に対する基礎的な調査スキルの向上が課題であり、今後の調査継続に向け、調査員の知識及び経験値の向上など人材育成に関する環境整備に取り組みます。

自然環境の保全活動等に携わる市民団体において、高齢化及び人員不足を課題としている団体も多いことから、市広報紙や地域情報誌など様々な媒体を活用した情報発信に引き続き取り組みます。

市民団体や事業者等の保全活動により、在来植生への植生遷移や明るい林床への変化などみどりの質や生物多様性の向上につながっている取り組みについては、引き続き関係者の連携のもと取り組みを進めます。

また、特別緑地保全地区等における自然観察会の実施など、社会教育施設や小中学校との連携については、みどりと人々がであいふれあう機会の充実につながるとともに、将来のみどりの保全に向けた大切な取り組みにつながると考えるため、引き続き、教育機関との連携に取り組みます。

自然環境の保全については、行政だけで実現できるものではなく、市民団体や地元事業者、教育機関等との連携が重要であるため、引き続き生物多様性の保全や保全活動の参加、適切な情報発信など取り組みを進めます。

18 庁内及び関係機関との連携

- ・生物多様性の保全などに関する国の方向性や事業に関わる情報収集をはじめ、市域を越えた対策が必要な課題（外来種対策、河川・海岸環境の改善など）については、必要に応じて国や神奈川県、近隣市町村との連携を図ります。
- ・国や県が市域で実施する公共事業について、生物多様性に影響を及ぼす可能性が見込まれる場合などに生物多様性の保全や配慮を働きかけます。
- ・市の関係各課の自然環境や生物多様性の保全などに関する情報共有や対応策の検討のため、自然環境庁内会議を活用します。
- ・「茅ヶ崎市環境基本計画」と密接に関わりがあることから、関係部局や「茅ヶ崎市環境審議会」などとの連携を継続します。

【重点的に進める事業】

自然環境庁内会議の実施

取組1 みどりの保全・再生・創出に向けた関係機関等との連携の推進

みどりの保全や生物多様性の保全を図るため、国・県における公共事業等に係る情報収集を図るとともに、外来種対策など生物多様性の保全や配慮に向けた対応について関係機関と協議を行います。また、市域で行われる公共工事計画地等において、自然環境や生物多様性の保全などに関する情報共有や保全に向けた対応策の検討を行う自然環境庁内会議や関係する審議会との連携を図り、生物多様性の保全等に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
国・県との協議 (再掲)	協議回数	0回	0回	4回	4回	5回		下水道河川建設課
自然環境庁内調整会議の活用	開催回数 案件数	9回 22件	2回 7件	3回 4件	4回 5件	4回 9件		景観みどり課
みどり審議会との連携	開催回数 案件数	4回 8件	2回 12件	2回 5件	3回 16件	3回 17件		景観みどり課
生物多様性等に関する他審議会等との連携	出席回数	7回	7回	4回	2回	3回		環境政策課・景観みどり課
代償ミティゲーションの実施（公共工事）	実施回数 対象種数	7回 17種	7回 10種	3回 8種	4回 5種	3回 3種		景観みどり課
開発行為による緑化	件数 設置面積 (㎡)	30件 10,065.18㎡	29件 3,541.12㎡	22件 3,761.28㎡	33件 11,841.96㎡	20件 3,335.46㎡		景観みどり課

○取組内容（実績）

庁内においては、自然環境庁内会議を4回開催し、公共工事における自然環境や生物多様性の保全等の情報提供・共有を図り、希少な植物が確認された公共工事予定地においては、植物の移植作業（代償ミティゲーション）を実施しました。なかでも、解体工事が予定された文化資料館跡地から市準絶滅危惧種のコマツナギを市役所敷地内に移植し、現在も生育を確認しています。道の駅整備計画や大型ごみ処理施設改築計画など公共施設整備における植栽計画については、在来種を中心とした計画などについて計画段階の早期のうちにみどり審議会へ報告することで、みどりの保全・創出に取り組みました。

また、神奈川県が行谷地区で進めている小出川遊水地計画については、自然環境保全等に関する協議を、事業主体である県と5回実施しました。

○取組の効果

自然環境庁内会議による情報共有等の結果、公共工事予定地で確認された準絶滅危惧種（コマツナギ、アカバナ）を移植（代償ミティゲーション）できたことにより、生物多様性の保全につながっていると考える一方、移植（代償ミティゲーション）については、対象植物の生育環境に応じた退避場所の選定や移植後の維持管理が課題であると考えます。

また、公共施設整備に伴う緑化計画について、みどり審議会へ報告を行い、いただいた意見を関係課において検討することで、みどりの保全・再生・創出につながったと考えます。

19 生物多様性の保全活動を推進するしくみづくり

- ・将来にわたって生物多様性の恵みを享受していくため、生物多様性の保全と持続可能な利用を様々な社会経済活動の中に組み込むこと(生物多様性の主流化)を促進します。
- ・地域にふさわしい在来種による緑化や生きものの生息・生育環境となるような緑化を目指す緑化ガイドラインを策定し、公共施設整備や土地利用の際の配慮を促進します。
- ・生物多様性に関する調査や保全管理活動などの拠点としての機能や情報の収集、学習・普及の拠点としての機能をもつ生物多様性センターの整備を検討します。生きものや市内のみどりに関する情報を収集・発信するとともに、身近なみどりの調査・保全活動を推進します。
- ・情報発信は、みどりに関する制度の周知やイベント情報、生きものの生息・生育状況、公園・緑地の魅力、市民農園などの市内のみどりに関する情報だけでなく、生物多様性の恵みや保全にあたっての課題などについても行き、リーフレットの作成や講演会の開催、ホームページ、SNSの充実など、様々な人が情報を得られるような手法を検討します。

【重点的に進める事業】

- 緑化ガイドラインの作成
- 情報発信
- 生物多様性センター機能の検討

取組1 生物多様性の保全に向けた情報発信等の充実

生物多様性の保全に関する周知・啓発を図るため、市内に生息・生育する生きものやみどりの保全等に関するイベント情報など、市内のみどりに関する情報を収集・発信することで、生物多様性の保全に向けた保全活動の推進を図ります。

また、公共施設整備や開発行為等の土地利用の際に、生きものの生息・生育環境となる在来種による緑化を推進するとともに、生物多様性に配慮した緑化ガイドラインの策定を目指します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
生物多様性に関する講座の開催	開催数 人数	1回 66人	コロナにより 中止	1回 35人	1回 45人	1回 49人		環境政策課・景観みどり課
生物多様性に関するイベントの開催（環境フェア）	参加団体数 参加者数	61団体 約1,500人	コロナにより 中止	コロナにより 中止	45団体 約2,000人	45団体 約1,800人		環境政策課
生物多様性等に関する情報発信	媒体数 発信回数	5媒体 95回	5媒体 74回	6媒体 66回	7媒体 63回	8媒体 52回		景観みどり課
生物多様性等に関する情報発信（動画）	本数 視聴回数※	0本	4本 2,384回	2本 966回	2本 297回	0本 0回		環境政策課

※回数についてはR5.3.31時点の合計

○取組内容（実績）

11月に開催した環境フェアでは約1,800人が訪れた中、自然環境保全団体のブースでは、生きものの生息・生育環境の説明やパネル展示などが行われ、日頃の保全活動に関する情報発信とともに、生物多様性の保全につながる取り組みが周知されました。

また、市民や市職員などを対象に、「DNAから見る生物多様性」をテーマにした生物多様性に関する講座を開催したほか、本市では「国内外来種」となるモリアオガエルの生体展示を期間限定で実施したほか、地域情報誌を通じた生物多様性に関する情報発信に取り組みました。みどりに関する制度や生物多様性の保全活動等に関する情報発信については、市広報紙やFacebookやLINEなど8種の媒体を活用して、52回の情報発信に取り組みました。

なお、緑化ガイドラインの作成については、コロナ禍における優先事業の検討以来、令和5年度においても検討を休止しています。

○取組の効果

生物多様性に関する講座のアンケートでは、参加者の97%が生物多様性についての理解が「深まった」、「どちらかというと深まった」と回答しています。アンケート結果により、昨年引き続き、生物多様性の保全に向けた意識醸成に寄与できたものと考えます。また、環境フェアにおいては、日頃から保全活動に携わっている市民団体と訪れた参加者が直接触れ合うことで、様々な生きものの生息・生育情報など本市における生物多様性の保全に関する周知・啓発につながりましたが、日常生活における生物多様性の保全など実際の保全活動等につなげることが課題であると考えます。

また、モリアオガエルの生体展示に関しては、地域情報誌への掲載により「国内外来種」を啓発するきっかけともなり、生物多様性の保全の重要性を周知するきっかけになったと考えます。

20 市民との連携

- ・特に重要度が高い自然環境をはじめ、河川や海岸、市街地に残された樹林などの維持管理への市民参加を推進するため、情報提供や団体活動の周知などを支援します。
- ・生物多様性に配慮したみどりの保全・再生を目的としたみどりの管理団体に対しては、自然環境保全ボランティア斡旋制度や「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」などに基づいた支援を実施します。
- ・市民の共有財産である身近な公園の管理について地元自治会などの地域の団体と連携することにより、協働による公園の管理運営を行う公園愛護会制度を推進します。

【重点的に進める事業】

市民団体への支援

取組1 みどりの保全等に向けた市民参加及び協働の推進

特に重要度が高い自然環境をはじめ河川や海岸などみどりの保全、維持管理に対する市民参加を推進するため、自然環境に関する情報発信や市民団体の活動等の周知等に取り組みます。

また、身近な公園の管理については、地域の団体との連携等により、協働による公園管理に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
市民団体への活動支援	情報発信 媒体数 発信回数	4媒体 78回	4媒体 69回	5媒体 59回	3媒体 36回	5媒体 38回		景観みどり課
市民団体との保全活動	清水谷 赤羽根字十三区 相模川占用地域	2回26人 4回42人 1回14人	0回0人 1回13人 1回19人	1回7人 4回48人 1回60人	2回34人 5回59人 2回74人	3回38人 5回45人 3回167人		景観みどり課
市民団体等との保全活動等 (その他イベント等)	参加回数 参加人数	4回 153人	コロナにより 休止	2回 80人	3回 184人	4回 129人		景観みどり課
環境学習事業の実施 (里山はっけん隊！)	実施回数 参加人数 (動画作成本数)	2回 48人	0回 0人 (4本)	0回 0人 (4本)	2回 39人	2回 31人		環境政策課
自然環境保全ボランティア斡旋制度の運用	登録人数 活動件数	4人 0件	コロナにより 中止	コロナにより 中止	4人 0件	4人 0件		景観みどり課
環境フェアでの情報発信	参加団体数 参加者数	61団体 約1,500人	コロナにより 中止	コロナにより 中止	45団体 約2,000人	45団体 約1,800人		環境政策課
協働による公園管理	公園数	47か所	48か所	49か所	49か所	50か所		公園緑地課

○取組内容（実績）

特別緑地保全地区などで活動している市民団体等に対する活動支援として、市公式ホームページやSNSなどを活用し、定期的な自然観察会など活動に関する情報発信を38回実施しました。里山環境について親子で学ぶ「里山はっけん隊！」では、31人が参加し、市民団体等との連携による生きものの観察や保全作業体験を実施しました。また、海岸植生に関するイベントが市民団体等により行われ、参加した約100人により、茅ヶ崎漁港周辺のオオフトバムグラやコセンダングサなどの外来植物の駆除を実施しました。自然環境保全ボランティア斡旋制度については、4人の登録者に対し、自然環境保全団体に関する情報提供を行いました。実際の活動参加には結びついていない状況です。また、11月に開催した環境フェアにおいては、市民団体や事業者によるパネル展やワークショップを開催し、自然環境団体を含めた45団体に出展いただき、1,800人の来場者がありました。

○取組の効果

市公式ホームページやSNSを活用して、自然環境の保全に取り組む市民団体の定期的な保全活動や観察会などを広く市民に周知することにより、それぞれの役割に応じた連携ができました。また、身近な公園の除草や花壇の整備など維持管理に取り組んでいる公園愛護会との連携を図ることで、協働による適正な公園管理を実施できており、引き続き、市民団体の保全活動等に対する支援に取り組めます。

また、市民団体においては高齢化及び人員不足を課題としている団体も多いことから、引き続き、市民等に対する情報提供が重要と考えるため、様々な媒体を活用した情報発信に取り組めます。

21 教育機関との連携

- ・みどりに関する教育の推進や学校緑化の推進を図るため、情報提供や本計画の周知を行います。
- ・参加型イベントや食育などを通じて、みどりや生物多様性の価値を伝えるなど、次世代の活動を担う子供たちへの教育に関する事業を推進します。
- ・みどりに関する講座や観察会の実施などを教育機関へ働きかけます。

【重点的に進める事業】

みどりに関する講座や観察会の実施

取組1 小・中学校におけるみどりや生物多様性に関する理解の促進

みどりの保全・再生や生物多様性の保全などについて、教育委員会関係課及び学校関係者と協議・調整のもと、市内小・中学校の児童・生徒等に対し周知啓発に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
スクールエコアクションの推進（参加校数）	小学校 中学校	19校 13校	19校 13校	19校 13校	19校 13校	19校 13校		環境政策課
みどりのカーテン実施校数	小中学校 (全32校)	9校	8校	5校	7校	5校		環境政策課
教職員向けの情報誌の発行	発行回数	3回	3回	3回	3回	3回		環境政策課
小中学校における自然観察会等の実施	校数 回数 人数	4校 5回 約540人	2校 4回 -	4校 5回 -	5校 7回 465人	5校 5回 417人		景観みどり課
社会教育施設における観察会等の実施	実施機関数 開催回数 参加人数	3施設 7回 142人	コロナにより 休止	3施設 6回 47人/再生回数295回	4施設 12回 155人	4施設 19回 683人		公民館等 博物館等

○取組内容（実績）

小中学校における環境活動への取り組みとなるスクールエコアクションについては全32校が参加しており、その中でもゴーヤやアサガオなどを使用したみどりのカーテンに5校が取り組んだほか、教職員を対象に温暖化や生物多様性など環境に関する情報をまとめた「環境学習NEWS」を年3回発行しました。

また、鶴が台中学校のほか梅田中学校や茅ヶ崎小学校では、教育活動の一環として柳谷、清水谷特別緑地保全地区や学校の中庭において自然観察会を行い、市民団体や市職員が講師を務め、みどりや生物多様性に関して理解を深めることができました。博物館や公民館等の社会教育施設においても、身近な生きもの観察や植物の標本づくりなど自然環境等に関する講座や展示を対面やオンライン形式などで実施したところ、前年度を大きく上回る約680人の参加がありました。

○取組の効果

教育委員会関係課及び学校関係者と協議・調整のもと、学校を通じた活動を展開することにより、児童・生徒が植物や昆虫など生きものにふれあうことで、みどりや生物多様性の保全等の周知・理解の促進につながっていると考えます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、屋外における対面式の活動が制限されていましたが、みどりや生物多様性の保全に関して、改めて実際の生きものにふれあう機会の重要性を認識できました。

22 事業者との連携

- ・事業者による保全活動への参加や工場敷地の緑化などを推進するために情報提供を行います。
- ・茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会と連携した事業を推進するとともに、商店街などでのみどりの創出の事業を支援します。
- ・市民団体や地域との連携を支援するための情報提供を行います。

【重点的に進める事業】

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会などとの連携

取組1 事業者における緑化及び保全活動の推進

事業者敷地の緑化推進及び自然環境の保全に向けた情報提供や茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会などと連携したみどりの保全・創出を促進します。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
工場立地法に基づく 特定工場の緑化	届出数	2件	1件	3件	2件	5件		産業観光課
茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の活動	研修会 参加企業数	1回 5企業	コロナにより 中止	コロナにより 中止	コロナにより 中止	コロナにより 中止		景観みどり課
茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会の開催	保全活動 参加団体数	2回 11団体16人	コロナにより 中止	コロナにより 中止	コロナにより 中止	2回 6団体10人		景観みどり課
茅ヶ崎市緑化事業協同組合との連携	活動数	2回	2回	2回	2回	2回		公園緑地課
商店街に対する補助	花壇等の設置	0個	0個	補助制度の 休止	補助制度の 休止	補助制度の 休止		産業観光課
みどりのカーテンの普及	配布数	225世帯	214世帯	194世帯	208世帯	190世帯		環境政策課
事業者との保全活動 (相模川占用地域)	回数 人数	0回 0人	1回 19人	1回 60人	1回 66人	2回 122人		景観みどり課
代償ミティゲーションの実施 (公共工事以外)	実施回数 対象種数	8回 10種	5回 11種	4回 4種	1回 1種	2回 3種		景観みどり課

○取組内容（実績）

茅ヶ崎地区工場等緑化推進協議会については、みどりの保全や再生、生物多様性の保全のため、市内特別緑地保全地区において除草作業を2回実施し、自然環境の保全に取り組みました。緑化事業協同組合の連携では、中央公園において、季節の花の植え替えなど花壇の整備を2回実施したほか、茅ヶ崎市造園組合の協力により、技術研修の一環として高砂緑地内の四ツ目垣の修繕を実施しました。また、イオン茅ヶ崎中央店及びNPO法人湘南シニアネットとの連携により、ゴーヤの苗を190世帯に無料配布しました。

日産モータースポーツ&カスタマイズ株式会社においては、6月と11月に従業員や関連企業、市民団体等延べ120人の参加のもと、相模川河川敷の市占用地内で、セイタカアワダチソウ等の外来種の駆除や生物多様性に配慮した手法による除草（高刈り）の実施など、事業者・市民・行政が連携した保全活動を実施しました。

○取組の効果

茅ヶ崎地区緑化推進協議会においては、生物多様性の保全に関する情報提供や市内特別緑地保全地区等の保全活動などをとおして、事業者との連携によるみどりの保全に取り組むことができました。

令和5年度については、相模川河川敷内の市占用地（平太夫新田）において、生物多様性に配慮し植物の高さを残した除草を実施したところ、在来植物への植生の転換が確認できるなどみどりの質の向上につながっています。

また、公園・緑地の維持保全として、関係団体による研修等の一環として、ナラ枯れ対策や生け垣の補修を行うことで、技術の向上及びみどりに関する施設保全につながっています。また、みどりのカーテン用の苗の無料配布においては、企業や市民団体にご協力をいただいております。地域との連携にもつながっていると考えます。

23 人材育成

- ・市民によるみどりの保全・再生・創出や生物多様性保全の活動を継続していくため、活動の担い手となる人材育成を推進します。
- ・みどりや生物多様性への関心を高めるとともに、新たな活動の担い手の確保や活動の中心となる人材を養成できるような講座や講演会などを実施します。

●重点的に取り組む事業

講座等の実施

取組1 みどりの保全・再生・創出や生物多様性の保全に向けた人材育成の促進

みどりの保全や生物多様性への関心を高めるとともに、みどりの保全・再生・創出や生物多様性の保全に向けた持続可能な活動の担い手の育成に取り組めます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
自然環境調査員養成講座 ^{※1} の実施	回数 人数	6回 125人	コロナにより 中止	1回 3人	3回 56人	2回 78人		景観みどり課
生物多様性に関する講座の開催	回数 参加人数	1回 66人	コロナにより 中止	1回 35人	1回 45人	1回 49人		環境政策課・景観みどり課
生物多様性等に関する情報発信	媒体数 発信回数	5媒体 95回	5媒体 74回	6媒体 66回	7媒体 63回	8媒体 52回		景観みどり課
生物多様性等に関する情報発信（動画）（再掲）	本数 視聴回数 ^{※2}	0本	4本 2,384回	2本 966回	2本 297回	0本		環境政策課
自然環境保全ボランティア幹旋制度の運用	登録人数 活動件数	4人 0件	コロナにより 中止	コロナにより 中止	4人 0件	4人 0件		景観みどり課

※1 自然環境調査員養成講座はコロナ対策期間（R2～5年度）は、プレ調査（観察会）として実施。

※2（回数についてはR5.3.31時点の合計）

○取組内容（実績）

みどりの保全や生物多様性への関心を高めるため、「DNAから見る生物多様性」をテーマに生物多様性に関する講座を開催したほか、地域情報誌等との連携による情報発信に取り組むなど、人材育成につながるよう様々な広報媒体を活用した情報発信に取り組みました。また、自然環境評価調査の調査員の養成を目的とした調査員養成講座等については、鳥類などの分類群を対象に2回講座を開催し、約80人の参加がありました。

○取組の効果

調査員養成講座等については、地域情報誌等を活用した周知の結果、小学生から高齢者まで幅広い年齢層からの参加があったことが成果である一方、調査経験が浅いため、今後における自然環境評価調査の実施に向けた基礎的な調査スキル等の向上が課題となっています。また、生物多様性への関心を高めるための講座については、市民生活にとって身近な生活課題等をテーマにすることで、多くの人が興味を持ち、人材育成につながる内容となるよう、引き続き取り組みを進めます。

24 資金の充実

- ・本市では「恵まれた自然と調和したうるおいのあるまちづくり」を目標として「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」を設置しています。基金の充実策の検討や寄附の呼びかけを実施します。
- ・公園が不足し充実が求められる地域への公園整備や公園施設長寿命化、公園リニューアルなど本計画を推進するために必要な財源確保手法について、先進事例(横浜みどり税など)を参考に検討します。

【重点的に進める事業】

- ・茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の充実
- ・新たな財源の検討

取組1 みどりの保全等に向けた財源確保の検討

「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」の充実に向け、ふるさと納税制度等を活用した寄附採納の取り組みのほか、みどりの保全等に関する事業等の推進のため、新たな補助制度の活用など財源確保の手法について検討を進めます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
緑のまちづくり基金の充実	条例改正 (時期)	検討	検討	検討	改正	-		景観みどり課
緑のまちづくり基金 (基金積立額)	円 件数	949,074円 60件	1,085,389円 46件	1,808,202円 53件	2,048,799円 29件	1,137,668円 40件		景観みどり課
緑のまちづくり基金 (基金残高)	円	3億9,437万 1,606円	3億9,550万 8,543円	3億8,642万 9,311円	3億8,848万 9,702円	3億8,524万 944円		景観みどり課
森林環境譲与税	配分額	9,110,000円	19,360,000円	19,528,000円	25,816,000円	25,816,000円		財政課・ 景観みどり課
森林環境譲与税基金 (基金残高)	円	9,110,000円	14,915,010円	31,456,033円	53,404,971円	44,275,902円		景観みどり課
新たな財源の検討	企業版ふるさと納税制度の活用	-	-	-	0件	2件 20万円		景観みどり課

○取組内容（実績）

良好な自然環境を形成している緑地の取得を図るため、市民をはじめとする多くの方々からご寄附をいただき、緑のまちづくり基金に約114万円を積立てることができました。主にふるさと納税を含む個人の方から約96万円、事業者等7団体から約18万円のご寄附を頂き、令和6年3月末時点で、緑のまちづくり基金の残高は約3億8,524万円となりました。また、令和4年度の条例改正に基づき、基金から439.8万円を取り崩し、自然環境評価調査事業に充当しました。

森林環境譲与税については、令和5年度において約2,582万円の配分があった一方、特別緑地保全地区である清水谷内において、ナラ枯れ等による枯損・危険木等の大規模伐採及び都市緑地法に基づく土地の買入が1件あったため、事業実施にあたり森林環境譲与税基金の一部を取り崩したことにより、森林環境譲与税基金の基金残高は約4,428万円となりました。新たな財源の検討については、自然環境評価調査事業に充当できるよう企業版ふるさと納税制度の活用に取り組み、2件20万円の寄附をいただきました。

○取組の効果

緑のまちづくり基金については、条例の一部改正もあり、森林環境譲与税と明確に用途を区別していますが、特に市街化区域における良好な自然環境を形成している緑地等の公有地化に取り組む際、用地取得金額が非常に高額となることが予想され、ふるさと納税を中心としたご寄附があるものの、現状の基金残高では資金不足となっています。

森林環境譲与税については、森林整備や森林整備を担う人材育成など用途に制限があるため、引き続き良好な自然環境を有する森林保全に取り組むとともに、その活用に関する情報発信に取り組みます。

また、新たな財源確保の一つである企業版ふるさと納税制度の活用については、引き続き寄附の獲得に向け関係課と連携強化に取り組みます。

25 進行管理

- ・施策の実施内容について必要に応じて「茅ヶ崎市みどり審議会」による調査審議を行うとともに、実施状況を報告し、市民に公表します。
- ・茅ヶ崎市みどりの基本計画連絡調整会議による進行管理を行うとともに、自然環境庁内会議において自然環境や生物多様性の保全などに関する情報共有や対応策を検討します。

取組 1 計画の適正な進行管理に向けた会議等の開催

「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の適切な進行管理を進めるため、庁内関係課による協議やみどり審議会における審議等を行い、次年度以降の施策・事業へ反映するPDCAサイクルの確立に取り組みます。

活動内容		事業量（実績）						担当課
		R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	
みどり審議会の開催	開催回数	3回	2回	2回	3回	3回		景観みどり課
みどり審議会の審議事項	件数	4件	6件	3件	5回	4件		景観みどり課
みどり審議会の報告事項（進捗状況報告含む）	件数	4件	6件	2件	11件	13件		景観みどり課
みどりの基本計画連絡調整会議の開催	開催回数	4回	1回	0回	0回	3回		景観みどり課
みどりの基本計画の策定・改定	策定・改定時期	改定	-	-	-	-		景観みどり課

○取組内容（実績）

みどり審議会において、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の改定を見据えた評価時期の変更及び評価手法について、審議検討を実施したほか、同計画の進捗状況に関する報告や関係機関の事業計画や保存樹木の解除などみどりの保全や生物多様性の保全など施策の実施に関連する13件の報告を行いました。また、庁内連絡調整会議において、同計画の評価時期の変更及び評価手法に関する協議を実施したほか、審議会からの意見等を関係各課へ共有するなど、効果的な進行管理に向けた検討を行いました。

○取組の効果

新たな進捗状況報告の実施に向け、庁内連絡調整会議及びみどり審議会において同計画の効果的なPDCAサイクルの確立に向けた協議・審議を行うことができたため、引き続き、効率的かつ効果的な計画の進行管理に取り組みます。

